

## 一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、入札参加希望者は必要書類を提出してください。

令和6年4月25日

精華町長 杉浦 正省

### 記

#### 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度精華町交流ホール AV 設備改修業務
- (2) 納入場所 精華町役場 2階交流ホール
- (3) 業務内容 既設 AV 設備のうち、老朽化した設備及び付随する機器の交換・設置、それに伴う配線、結線に関する作業を行い、AV システムの構築を行う。  
また、既設設備の撤去を行う。
- (4) 仕様等 「仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 本契約締結日から令和6年8月31日まで
- (6) 発注課 総務部 デジタル推進室
- (7) 入札方式 紙入札

#### 2. 入札参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和5・6年度精華町物品役務競争入札参加資格登録者で、近畿2府4県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に本店又は支店営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (3) 本一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

#### 3. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

#### 4. 入札参加申請書等の作成及び提出等

##### (1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからのダウンロードにより交付する。

交付期間 令和6年4月25日(木)から令和6年5月10日(金)まで

##### (2) 入札参加申請書等の作成

別紙所定様式により入札参加希望者が作成すること。

##### (3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和6年5月8日(水)から5月10日(金)まで

(平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで。)

イ. 受付場所 精華町役場 5階 デジタル推進室

ウ. 提出書類 ①一般競争入札参加申請書

②令和5・6年度物品役務に係る競争入札参加資格審査申請の受付票写し

エ. 提出部数 提出書類①～② 各1部

オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

#### 5. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

##### (1) 入札方法

本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

##### (2) 入札予定日時

令和6年5月22日(水) 午後2時30分より

##### (3) 入札場所

精華町役場 3階 入札室

##### (4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格の設定 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱については、精華町契約規則、法令その他の定めるところにより行う。

オ. 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面によりデジタル推進室へ届けること。

カ. 入札会場への入場は、1業者1名(共同企業体も同様に1名)とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。

委任状の様式は、別添様式2を参考とする。

キ. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時に「本業務内訳書」の提出を求める場合がある。なお、落札者については、入札執行後前述の内訳書の提出を求める。

ク. 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。特に業務の一括下請については禁止されている事項であるので注意すること。状況により調査表の提出を求めることがある。

ケ. 入札書の様式は、別添様式1を参考とする。見積もった金額の110分の100に相当する金

額を記入すること。

コ. 業務内容の質疑については、入札通知時に配布する質問書により期限内に提出すること。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

ア. 入札に参加する資格のない者の行った入札。

イ. 入札者の記名押印のない入札。

ウ. 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤った記載、記載漏れ若しくは不明の入札又は金額を訂正した入札。

エ. 同一人による2以上の入札（他の入札者の代理人としての入札を含む。）。

オ. 入札に関し連合その他の不正行為をした者の入札。

カ. 入札事務担当職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者のした入札。

キ. 内訳書の提出を求めた場合において、有効な内訳書の提出がない場合又は内訳書の合計金額を超える金額の入札。

ク. 再度入札の場合における、前回の最高入札金額以下又は最低入札金額以上の価格の入札。

ケ. その他、入札に関する条件に違反した者の入札。

6. その他

(1) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。

(2) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置等を行うことがある。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 本件の契約は、別途定めるリース会社と令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（60ヵ月間）の三者賃貸借契約とする。

(7) 入札参加申請が一社のみ場合は、入札を取りやめる。

(問い合わせ先)

精華町役場 総務部 デジタル推進室 (Tel. : 0774-95-1924)